

輪島市監査公表第35号

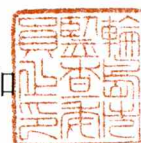
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成31年2月18日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



## 定期監査結果報告

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

### 2 監査実施日及び監査対象課

平成31年1月23日（水） 教育委員会庶務課

### 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

### 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成30年度監査資料（平成30年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成29年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

### 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部について次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○教育委員会庶務課は学校施設の営繕の他、教育委員会の事務部局全体の総務部門を担当としている。輪島中学校の建設、市内小中学校教室へのエアコン整備や河井小、大屋小の危険なブロック塀の撤去・改修等、各事業が着実に進捗している様子が伺えた。学校施設は災害時の避難場所としても活用されるため、多目的な要素も加味した修繕等も検討していただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。